

定 款

令和 8 年 9 月 25 日 第 20 回定時株主総会改定

あい ホールディングス株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、あい ホールディングス株式会社と称し、英文ではA i H o l d i n g s C o r p o r a t i o n. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することおよび次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 計測機器、情報機器、制御機器、医療機器、健康機器、教育機器および関連する電子応用機器、精密機器の開発、製造、販売、サービス
- (2) 前号に関連する装置、システム、ソフトウェア、消耗品、部品類の開発、製造、販売、サービス
- (3) 前各号の機器、装置、システムのリース、レンタルおよび輸出入
- (4) 事務用機械の開発、製造、販売、サービス
- (5) 前号に関連する消耗品、部品類の開発、製造、販売、サービス
- (6) 事務用機械、建設機械、建物、土地等のリースおよび賃貸ならびにその媒介
- (7) 光学レンズおよび光学機器の開発、製造、販売、サービス
- (8) 磁気カード、アイシーカード、プリペイドカード等のカード発行機器の開発、製造、販売、サービス
- (9) デジタル監視記録装置等のセキュリティシステム機器の開発、製造、販売、サービス
- (10) 古物の売買
- (11) 高精細画像処理システムおよびワイヤレス画像伝送システムの開発、製造、販売
- (12) セラミックおよびチタニウム等の各種新素材の販売およびこれらを用いた電子部品等の開発、製造、販売
- (13) 遊技施設用機器の販売
- (14) 屋内外広告物、同装飾品、出版物、印刷物および娯楽用品の製造、販売
- (15) 不動産の売買、賃貸借ならびに管理
- (16) 保険代理業、倉庫業、労働者派遣業および警備保障業
- (17) 一般貨物自動車運送事業
- (18) 貨物運送取扱事業
- (19) 産業廃棄物収集運搬業

(20) グラフィックデザインによる交通広告、屋外広告、電装広告、宣伝看板等の製作および設置工事業

(21) 印刷業

(22) 前各号に付帯または関連する一切の事業

2. 前項の他、当会社は、国内外の会社への出資または株式の取得、出資または株式の取得した会社の事業活動の支配並びに経営指導及び経営管理を目的とする。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、220,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

2. 前項の請求を受けた場合において、当社が、単元未満株式の数に相当する数の株式を有しないときは、当社は、前項の請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

2. 前項のほか必要のある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または電磁的に記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役会長または代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役会長および代表取締役社長が、いずれも欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を若干名選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
4. 取締役会は、その決議によって、グループ最高経営責任者（CEO）、グループ最高執行責任者（COO）、グループ財務責任者（CFO）を選定することができる。

(相談役および顧問)

第23条 取締役会は、その決議によって、相談役および顧問を若干名選任することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役会長または代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役会長および代表取締役社長が、いずれも欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会決議の省略)

第26条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第32条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
3. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選 任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息をつけない。

付 則

(設立の方法)

第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し当会社においては取扱わない。

第2条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで効力を有し、同日の経過をもって削除するものとする。

(最初の事業年度)

第3条 当会社の最初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から平成 19 年 6 月 30 日までとする。

(役員報酬等)

第4条 第 29 条及び第 37 条の規定にかかわらず、当会社の成立の日後、当会社の最初の定時株主総会の終結の時までの当会社の取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 取締役

取締役の報酬等の額は、月額金 35,000,000 円以内とする。

(2) 監査役

監査役の報酬等の額は、月額金 7,500,000 円以内とする。

(電子提供)

第 5 条 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から 6 か月以内 の日を株主総会の日とする 株主総会については、現行定款第 1 6 条はなお効力を有する。
本附則は 、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上